



沢辺税理士事務所通信

平成 27 年 2 月 1 日号

NO.010

平成 27 年度税制改正大綱決定

税制改正は毎年行われ、年末にその大綱(たいこう)が与党により決定され、4月より施行される、というのが慣例です(ねじれ国会の時は大きく遅れましたが)。主な改正事項をご紹介します。

- (1) **法人税率**を25.5% 23.9%に引き下げ。また、800万円までの利益部分の軽減税率(19% 15%)は2年延長。これにより法人実効税率は34.62% 32.11%になります。
- (2) **「結婚・子育て資金を一括贈与した場合の非課税」**を新たに創設
20歳～49歳までの子に対し、結婚、子育て資金を贈与した場合、1人につき1,000万円(結婚資金は300万円)までは贈与税が課されない。これは、昨年創設された教育資金贈与と同様、信託銀行がすべての窓口になるものと考えられます。今年4月1日からです。
- (3) **国民健康保険**の年間上限額を81万円 85万円に**引き上げる**。
- (4) **ふるさと納税**の控除限度額を現行の1割(実際には、所得に応じて11.77%～22.69%程度)から**2倍に引き上げる**。
- (5) **NISA**の年間限度額を100万円 120万円に引き上げ。また、年間限度額80万円のジュニアNISAを創設する。この開始は平成28年からです。

マイナンバー制は、行政の利便性向上か、それとも国家の国民監視制度か ～事務所HPブログより～

昨年5月に閣議決定され、平成28年1月より始まるマイナンバー制度。内閣府の発表によると、**今年10月に国民一人ひとりに、一生使うマイナンバー(個人番号)が通知され、平成28年以降は年金などの社会保障や税金、免許証やパスポートなどの手続きにはマイナンバーの提示が必要になります。**

縦割りだった行政が情報を共有化して、行政サービスの利便性が向上するようには思います。まだ記憶に新しい「消えた年金問題」なども今後は起こらなくなるかもしれません。また、社会保険の加入漏れや税金の課税漏れ、脱税防止などの意図もあるようです。そこまでは良しとしましょう。

ただ、先日平成27年度の税制改正大綱を読んでいると、その中にこんなことが書いてありました。
「マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用を行う」と。つまり、今後**預金口座にもマイナンバー制を拡大し、全ての預金口座を国が監視しちゃう予定があるよ**、ということです。名目は脱税防止、マネーロンダリング防止、生活保護不正受給防止、などですが、これはやりすぎでは！！と思ってしまいます。日本は、集団的自衛権で他国と戦争し、マイナンバー制で国民を監視する、という戦前の過ちを繰り返す第一歩になるかもしれない、という危うさをこのマイナンバー制は秘めていると思います。

この記事の詳しい内容は事務所ホームページのブログをご覧ください。 [税理士 沢辺](#) で検索

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目9番25号 コンフォートNビル404

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>